

理事及び監事の登用に関する基本方針

令和3年1月26日制定

国立大学法人室蘭工業大学における理事及び監事の登用に関する基本方針については、下記のとおりとする。

記

- 1 長期的な視点に立った法人経営を行うにあたり、法人経営を担う理事の担当分野を設定し、当該分野に係る業務を実施する能力を備えた人材を理事に任命する。
- 2 監事の監査業務が多岐にわたることを踏まえ、法律や会計監査に精通した者、国立大学法人の行う業務に精通した者、組織の意思決定のあり方に精通した者など、適切な組み合わせを考慮して監事候補者の選考を行う。
- 3 産業界、他の教育研究機関等外部の経験を有する人材を積極的に登用し、その経験と知見を法人経営に活用する。
- 4 性別や国際性の観点でのダイバーシティの確保に努める。
- 5 理事及び監事の総数の半数以上は、常に外部の経験を有する人材を登用することで経営層の厚みを確保する。